

株式会社ぎふ建築住宅センター
評価業務規程

制定 平成 12 年 9 月 6 日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社ぎふ建築住宅センター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律 81 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規程する登録住宅性能評価機関として行う法第 7 条第 1 項に規程する評価の業務（以下「評価業務」という。）の実施について、法第 16 条第 1 項の規程により必要な事項を定めるものである。（イ）（エ）

(評価業務実施の基本方針)

第2条 評価業務は、法及びこれに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価業務を行う時間及び休日)

第3条 評価業務を行う時間は、休日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。（オ）

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 第 1 項の評価業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと申請者との間において評価業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 評価業務の主たる事務所の所在地は、本社 岐阜市藪田東 1 丁目 2 番 2 号とする。

(イ)

- 2 中濃支社の所在地は、美濃加茂市西町 7 丁目 1 8 番地とする。（イ）（エ）（ケ）
- 3 東濃支社の所在地は、多治見市東町 1 丁目 9 - 3 とする。（エ）
- 4 恵那出張所の所在地は、恵那市長島町久須見 1 3 1 7 番地とする。（エ）
- 5 飛騨出張所の所在地は、高山市昭和町 3 丁目 2 番地 1 2 とする。（エ）

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価業務を行う区分) (イ)

第5条 評価業務を行う区分は、法第 7 条第 2 項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の

業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号。以下「施行規則」という。）第 9 条第 1 号から第 2 号に掲げる区分とする。（ア）

（イ）

- 2 センターの役員が関係する個人、団体等が設計、工事監理、施工等を行う住宅に係る評価の業務は行わないものとする。

（評価業務を行う区域）

第6条 評価業務を行う区域は、岐阜県の全域及び愛知県の一部地域（愛西市、津島市、稲沢市、岩倉市、一宮市、江南市、犬山市、小牧市、春日井市及び丹羽郡に限る。）とする。（キ）

第 2 章 評価業務の実施方法

第 1 節 設計住宅性能評価

（設計住宅性能評価の申請）

第7条 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書（以下「設計評価申請関係図書」という。）を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成 12 年建設省告示第 1660 号第 1 から第 3 までに定める図書（施行規則第 3 条第 3 項から第 6 項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）（ク）

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 3 条第 1 項に規定する変更設計住宅性能評価（以下単に「変更設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) センターにおいて、直前の設計住宅性能評価を行っている場合、前項 (1) に掲げる図書及び前項 (2) から (3) までに掲げる図書のうち変更に係るもの（ク）
- (2) センターにおいて、直前の設計住宅性能評価を行っていない場合、前項 (1) に掲げる図書、前項 (2) から (3) までに掲げる図書のうち変更に係るもの及び直

前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書（ク）

- 3 前 2 項の申請は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織〔センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を言う。以下同じ。〕又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）にて行うことができる。

（設計住宅性能評価の引受及び契約）

第8条 センターは、前条の設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった住宅が第 5 条に規定する区分に該当すること
 - (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - (3) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと
- 2 センターは、設計評価申請関係図書に不備を認めたときは申請者に対して補正を求め、補正の余地のないときは引受できない理由を説明し、設計評価申請関係図書を申請者に返却する。
 - 3 第 1 項により申請を引き受けた場合には、センターは、申請者に引受承諾書（設計）（別記様式第一号様式）を交付する。この場合、センターは別に定める評価業務約款に基づき契約を締結するものとする。
 - 4 申請者が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を評価業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第 1 項の引受を取り消すことができる。

（評価業務約款に盛り込むべき事項）

第9条 前条の評価業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること
- (2) 申請者は、センターの請求があるときは、センターの評価業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならないこと
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの（イ）
 - イ 評価料金の額に関すること（イ）
 - ロ 評価料金の支払期日に関すること（イ）
 - ハ 評価料金の支払方法に関すること（イ）
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
イ 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を

通知する日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること

- ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災、その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

- イ 設計住宅評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること
- ロ 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること
- ハ 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することがあきらかであることその他センターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、すでに支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること（イ）
- ニ センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより契約を解除できること（イ）
- ホ 前号のニの規定により契約を解除した場合には、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること（イ）

(6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

- イ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと
- ロ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと
- ハ 設計住宅性能評価申請関係書類に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価書の結果について責任を負わないこと

（設計住宅性能評価の実施）

第10条 センターは、設計住宅性能評価を引き受けたのち速やかに、設計住宅性能評価のための審査を評価員に実施させる。

2 評価員は、施行規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定及びセンターが作成した設計住宅性能評価に関するマニュアルに基づき、設計評価申請関係図書をもって、前項の審査を行う。この場合、必要に応じ、申請者等に説明を求めることとする。

3 評価業務に従事する職員で評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価

員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

- 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認める場合は、申請者に対してその旨を告げると共に必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により中断した場合においては、センターはその是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価書の交付等)

第11条 センターは、設計住宅性能評価を行ったときは、申請者に対して設計住宅性能評価書を交付する。

- 2 前項の交付は、設計評価申請関係図書で設計住宅性能評価に要したものの1部を添えて行う。
- 3 センターは、評価の実施の結果、施行規則第4条第2項各号に掲げるものに該当する場合は、施行規則第五号様式を申請者に交付する。
- 4 設計住宅性能評価書の交付番号は別表1に定める方法に従う。(ク)
- 5 前項の図書の交付は、あらかじめ申請者と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、申請者の都合により設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取下届(設計)(別記様式第三号様式)をセンターに提出する。この場合にあつては、センターは設計住宅性能評価を中止し、提出された設計評価申請関係図書を申請者に返却する。

第2節 建設住宅性能評価

(建設住宅性能評価の申請)

第13条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下単に「建設住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号(センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。)に掲げる図書(以下「建設評価申請関係図書」)を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価（以下単に「変更建設住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
 - (1) センターにおいて、直前の建設住宅性能評価を行っている場合、前項(1)に掲げる図書及び前項(2)から(4)までに掲げる図書のうち変更に係るもの
 - (2) センターにおいて、直前の建設住宅性能評価を行っていない場合、前項(1)に掲げる図書、前項(2)から(4)までに掲げる図書のうち変更に係るもの及び直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書
- 3 申請者は、前2項に掲げる図書が整っていない場合でも、センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 4 第1項又は第2項の申請は、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクで行うことができる。

（建設住宅性能評価の引受及び契約）

第14条 センターは、前条の建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった住宅が第5条に規定する区分に該当すること
 - (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - (3) 前条第1項第2号の図書と第3号の図書の記載内容に相違がないこと
- 2 センターは、建設評価申請関係図書に不備を認めるときは申請者に対して補正を求め、補正の余地のないときは引受できない理由を説明し、建設評価申請関係図書を申請者に返却する。
 - 3 第1項により申請を引き受けた場合には、センターは、申請者に引受承諾書（建設）（別記様式第四号様式）を交付する。この場合、センターは別に定める評価業務約款に基づき契約を締結するものとする。
 - 4 申請者が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の評価料金を評価業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第1項の引受を取り消すことができる。（イ）

（評価業務約款に盛り込むべき事項）

第15条 前条の評価業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 申請者は、センターの請求があるときは、センターの評価業務遂行に必要な範

囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ正確にセンターに提供しなければならないこと

ロ 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの（イ）

イ 評価料金の額に関すること（イ）

ロ 評価料金の支払期日に関すること（イ）

ハ 評価料金の支払方法に関すること（イ）

(4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

イ 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること

ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災、その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

イ 建設住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること

ロ 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること

ハ 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することがあきらかであることその他センターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、すでに支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること（イ）

ニ センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより契約を解除できること（イ）

ホ 前号のニの規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること（イ）

(6) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

イ 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと

ロ 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと

ハ 建設住宅性能評価申請関係書類に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能

評価書の結果について責任を負わないこと

(建設住宅性能評価の実施)

第16条 センターは、評価方法基準に基づき必要とされる実地検査の予定日を申請者との協議の上あらかじめ定めるものとし、当該実地検査の予定日（センター又は申請者の都合により、予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、建設住宅性能評価の実施のための実地検査を評価員に実施させる。

2 評価員は、施行規則第14条第1項第2号の規定及びセンターが作成した建設住宅性能評価に関するマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する実測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、申請者等に説明を求めるととする。

3 申請者は、センターに対して検査時期に行われるべき検査の対象となる工程（以下「検査対象工程」という。）に係る工事が完了する日を検査対象工程に係る工事が完了する日の通知書（別記様式第八号様式）により通知する。（イ）

4 センターは、検査を行ったときは、遅滞なく検査報告書（施行規則第十号様式）により申請者にその旨報告する。（イ）

5 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。

(建設住宅性能評価書の交付等)

第17条 センターは、完成検査（完成した住宅に係る実地検査をいう。）を行った後速やかに、申請者に対して建設住宅性能評価書を交付する。

2 センターは、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付がなければ、前項の交付を行わない。

3 センターは、建設住宅性能評価の結果、施行規則第7条第2項各号に掲げるものに該当する場合は、施行規則第十一号様式を申請者に交付する。（イ）

4 建設住宅性能評価書の交付番号は別表1に定める方法に従う。（ク）

5 前項の図書の交付は、あらかじめ申請者と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクにて行うことができる。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第18条 申請者は、申請者の都合により建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下届（建設）（別記様式第六号様式）をセンターに提出する。この場合にあつては、センターは建設住宅性能評価を中止し、提出された建設評価申請関係図書を申請者に返却する。

第3章 評価員等

(評価員の選任)

第19条 センターの代表取締役社長は、評価の業務を実施させるため法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。(イ)

2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。(イ)

3 前項の評価員の数は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当するものがそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うこととする。(イ)

(評価員の解任)

第20条 社長は、評価員が次のいずれかに該当する場合は、その評価員を解任する。

(1) 職務上の業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき (イ)

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき (イ)

(評価員の配置)

第21条 社長は、評価業務を実施させるため、評価員を本社に2名以上配置する。

2 社長は、設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の申請件数が一時的に増加するなど、適切に評価業務を行うことが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等適切な措置を講ずることとする。

(評価員の教育) (イ)

第22条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、外部の講習会等を受講させるものとする。(イ)

2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習会等を受講させるものとする。(イ)

(評価業務の実施及び管理の体制) (イ)

第23条 評価業務に従事する職員(評価員及び評価補助員を含む。以下同じ。)を3人以上会社に置く。(イ)

2 評価業務に従事する職員は、その職務の執行にあたって厳正、かつ公正を旨とし、不正な行為のないようにしなければならない。(イ)

3 センターは、常務取締役を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。(イ) (エ)

4 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十

分な措置を講ずるものとする。(イ)

(身分証明書の携帯) (イ)

第24条 評価業務に従事する職員が、住宅、住宅の敷地又は工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の証明書の様式は別記様式第七号様式による。

第4章 評価料金 (イ)

(評価料金の納入) (イ)

第25条 申請者は、申請区分により、別表2から別表8に定める評価料金を現金又は銀行振込により納入する。(イ)(ク)

2 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。(イ)

3 センターと申請者は、別途協議により、一括の納入その他別の方法をとることができるものとする。(イ)

(評価料金の増額、減額、返還するための要件) (イ)

第26条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。(イ)

- (1) 他社が設計住宅性能評価を行った住宅の、建設住宅性能評価の申請を行うとき
- (2) 建設地が、遠隔地の場合の建設住宅性能評価の申請を行うとき

2 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。(イ)

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき、ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。(ク)
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式部分等製造者等認証書の写し(センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。(ク)
- (3) 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき(ウ)
- (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査を行うとき(ウ)
- (5) 直前の設計(建設)住宅性能評価をセンターにおいて行っている場合に、変更設

計（建設）住宅性能評価の申請を行うとき（イ）（ウ）

3 納入された評価料金は返還しない。ただし、次に掲げる場合に返還することができるものとする。（イ）

(1) センターの責に帰すべき事由により評価業務が実施できなかった場合

第5章 雑則

（秘密保持義務）

第27条 センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの職員であった者は、法第13条第1項の規定により、評価機関に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。（イ）

（登録の区分等の掲示）（エ）

第28条 センターは、法第17条の規定により、登録の区分、登録番号、登録の有効期間、機関の名称、主たる事務所の所在地、実施する住宅性能評価の種類、取り扱う住宅の種類並びに業務を行う区域を、その事務所において公衆に見やすいように掲示する。（イ）

（評価業務規程等の公開）（イ）

第29条 センターは、本規程を業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ（<http://www.gifu-k-center.co.jp>）において公表するものとする。（イ）

（財務諸表の備付け）（イ）

第30条 センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。（イ）

（財務諸表等に係る閲覧等の請求）（イ）

第31条 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし（2）の請求をするには、センターの定めた費用を支払わなければならない。

(1) 当該書面の閲覧又は謄写の請求（イ）

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求（イ）

（帳簿及び図書の保存期間）

第32条 帳簿及び図書の保存期間は、次のとおりとする。（イ）

(ア) 法第 19 条第 1 項に規定する帳簿については、センターが業務を廃止するまで
(イ)

(イ) 平成 12 年建設省告示第 1654 号に規定する図書を含む設計評価申請関係図書に
ついては、設計住宅性能評価書を交付した日から 5 年間 (イ)

(ウ) 12 年建設省告示第 1662 号に規定する図書を含む建設評価申請関係図書につい
ては、建設住宅性能評価書を交付した日から 20 年間 (イ)

(帳簿及び図書の保存及び管理の方法) (イ)

第33条 帳簿及び図書の保存は、審査中は審査のため特に必要のある場合を除き事務所
内において、審査終了後は施錠できる室又はロッカー等において、確実、かつ秘密の
漏れることのない方法で行う。(イ)

2 前項の保存は、前条第 1 号に規定する帳簿への記載事項及び同条第 2 号に規定する
図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ
電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気デ
ィスクの保存により行うことができる。(イ)

(事前相談)

第34条 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の申請者は、その申請に先立ち、セン
ターに事前相談をすることができる。(イ)

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第35条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、
情報の保護に係る措置について別に定めることとする。(イ)

(評価の業務に関する公正の確保) (イ)

第36条 センターの社長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請
を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係
る住宅性能評価を行わないものとする。(イ)

2 センターの社長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係
る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能
評価を行わないものとする。(イ)

- (1) 設計に関する業務 (イ)
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務 (イ)
- (3) 建設工事に関する業務 (イ)
- (4) 工事監理に関する業務 (イ)

3 センターの社長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二

年間に役員又は職員であった者を含む。)である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合(当該役員又は職員(評価員を含む。)が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。)は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。(イ)

(1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合 (イ)

(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合 (イ)

4 評価員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。(イ)

(損害賠償保険への加入)

第 37 条 センターは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額が年間 1 億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの)を締結するものとする。(イ)

(附則)

この評価業務規程は、平成 12 年 10 月 3 日から施行する。

(附則)

この評価業務規程は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。(ア)

(附則)

この評価業務規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。(イ)

(附則)

この評価業務規程は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。(ウ)

(附則)

この評価業務規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。(エ)

(附則)

この評価業務規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(オ)

(附則)

この評価業務規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。(カ)

(附則)

この評価業務規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(キ)

(附則)

この評価業務規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。(ク)

(附則)

この評価業務規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。(ケ)

別表 1

交付番号は 16 桁の数字を用い、次の通り表すものとする

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3 桁目	センターの指定番号
4～5 桁目	センターの事務所毎に付する番号（本社「01」中濃支社「02」）
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価
11 桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別表 2（設計住宅性能評価料金）（イ）（ウ）（カ）（単位：円）

	(イ)床面積の合計・評価戸数	(ろ)評価料金の額
戸建住宅	200 m ² 未満	30,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	40,000
	500 m ² 以上	50,000
共同住宅等	2 戸以上 5 戸未満	40,000 + 10,000 × (M - 2)
	5 戸以上 10 戸未満	60,000 + 10,000 × (M - 2)
	10 戸以上 20 戸未満	60,000 + 13,000 × (M - 4)
	20 戸以上 100 戸未満	350,000 + 7,000 × (M - 20)
	100 戸以上	910,000 + 6,000 × (M - 100)

※ M は、評価対象戸数を表す。

別表 3（建設住宅性能評価料金）（イ）（ウ）（単位：円）

	(イ)床面積の合計・評価戸数	(ろ)評価料金の額
戸建住宅	200 m ² 未満	80,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	100,000
	500 m ² 以上	120,000
共同住宅等	2 戸以上 20 戸未満	100,000 + 20,000 × (M - 2)
	20 戸以上 50 戸未満	460,000 + 18,000 × (M - 20)
	50 戸以上	90,000 × N + 11,000 × M

※M は評価対象戸数を表す。Nは検査を行う回数を表す。

※建設住宅性能評価の申請料金の額は、上記料金に紛争処理負担金を加えた額とする。

別表 4 (他社が設計住宅性能評価を行った建設住宅性能評価料金加算額) (イ) (ウ)

(単位:円)

	(い) 床面積の合計・評価戸数	(ろ) 料金加算額
戸建住宅	200 m ² 未満	別表第 3 の建設住宅性能評価料金の 25%
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	
	500 m ² 以上	
共同住宅等	2 戸以上 20 戸未満	
	20 戸以上 50 戸未満	
	50 戸以上	

別表 5 (住宅型式性能認定住宅料金) (イ) (ウ) (カ)

	(い) 床面積の合計・評価戸数	(ろ) 設計住宅性能評価の料金から減ずる額	(は) 建設住宅性能評価の料金から減ずる額	(に) 他社が設計住宅性能評価を行った場合の料金加算額から減ずる額
戸建住宅	200 m ² 未満	別表 2 の 10% (千円未満切り捨て)	別表 3 の 10% (千円未満切り捨て)	別表 4 の 10% (千円未満切り捨て)
	200 m ² 以上 500 m ² 未満			
	500 m ² 以上			
共同住宅等	2 戸以上 20 戸未満			
	20 戸以上 50 戸未満			
	50 戸以上			

別表 6 (型式住宅部分等製造者認証料金) (イ) (ウ) (カ)

	(い) 床面積の合計・ 評価戸数	(ろ) 設計住宅性 能評価の料金か ら減ずる額	(は) 建設住宅性 能評価の料金か ら減ずる額	(に) 他社が設計 住宅性能評価を 行った場合の料 金加算額から減 ずる額
戸 建 住 宅	200 m ² 未満	別表 2 の 20% (千円未満切り 捨て)	別表 3 の 20% (千円未満切り 捨て)	別表 4 の 20% (千円未満切り 捨て)
	200 m ² 以上 500 m ² 未満			
	500 m ² 以上			
共 同 住 宅 等	2 戸以上 20 戸未満			
	20 戸以上 50 戸未満			
	50 戸以上			

別表 7 (建設住宅性能評価再申請料金) 削除 (イ) (ウ)

別表 8 (遠隔地域交通費等算定料金) (イ)

(い) 床面積の合計	(ろ) 料金加算額 (円)
住宅の所在地が業務を行なう事務所の所在地から直線距離で 50 km を超える地域に存する場合	8,000
住宅の所在地が業務を行なう事務所の所在地から直線距離で 100 km を超える地域に存する場合	16,000